

決議第 6 号

伏見隆市長に対する問責決議

次のとおり決議を発議したので、議会の議決を求めます。

令和8年(2026年)5月15日提出

提出者 枚方市議会議員 前 田 富 枝

堤 幸 子

野 村 生 代

泉 大 介

丹 生 真 人

漆 原 周 義

〈提案理由〉

伏見隆市長に対し、責任を問うため。

伏見隆市長に対する問責決議

伏見市長は、一連のタウンミーティングの実施に当たり、本来政治的中立が求められる自治会や市が補助金を交付する校区コミュニティ協議会に対し、政治的な意図で主催を依頼し、実態としては自らの後援会に運営を代行させるという、極めて不透明かつ不適切な市政運営を行ったという疑義が生じています。

本市議会は、この問題の真相を解明するため、これまで2度にわたり、正副議長及び各会派等代表者の連名で質問状を提出し、市長に対し客観的な証拠に基づく誠実な説明を求めてきました。また、2度目の質問状について、市長の所属する日本維新の会枚方市支部等からも、令和8年5月8日の回答期限の遵守や誠実な回答を求める申入書が提出されました。

本来、市長と議会は、時に意見を激しくぶつけ合いながらも、市民のために真摯な議論を尽くし、合意形成を図るべき二元代表制の当事者です。しかしながら、市長は質問状の回答期日に至るまで何ら証拠を提示せず、あろうことか、議会から回答期日の延期の了承が得られない状態に陥るや否や、自らの言葉で説明することを放棄し、弁護士事務所から回答の延期を一方向的に伝えるFAXを送りつけるという議会との信頼関係を損なう行動に出られました。

議会として、市長自身の言葉で誠実に事実を語ることを求めているにもかかわらず、議会との直接の対話を拒絶する姿勢は、市民の負託を受けた議会を著しく軽視し、地方自治の根幹である二元代表制を土足で踏みにじる行為にほかならないものです。本市議会は、市長のこうした姿勢により、市長と議会との信頼関係が崩壊し、市政が極めて異常な事態に陥っているとの認識で、意を同じくしています。

伏見市長は、過去に2度の問責決議を受けており、今回可決されれば同一市長に対して3度目の問責という、市政史上極めて異例の事態となっています。

しかしながら、本市議会は、二元代表制の一翼を担う者として、市民の生活を守り抜くという重い責任を負っています。市政のこれ以上の停滞を防ぐため、二元代表制の重みを再認識いただき、あるべき正常な状態を取り戻すための関係改善への一縷の望みを込めて、伏見市長に対し、その政治的・倫理的責任を厳しく問い、強く猛省を促すとともに、市長としての責任を強く問うものです。

以上、決議します。

令和 年 月 日

枚 方 市 議 会